

能勢町建設工事町内業者認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、能勢町の建設工事の登録区分において、入札参加資格審査申請をした者又は入札参加業者として登録された者（以下「資格者」という。）を町内業者として認定すること（以下「町内業者の認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内業者 能勢町内に本社又は本店若しくは支社、支店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。以下「本店等」という。）を有している業者をいう。
- (2) 町外業者 町内業者以外の業者をいう。

(認定要件)

第3条 町内業者の認定に当たり必要な要件は、本店等が次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 次のとおり事務所としての形態を整えていること。
 - ア 事務所名が確認できる看板又は表札が表示され、外観上常時確認できること。
 - イ 建設業法第40条の規定による標識を常時掲げていること。
 - ウ 事務等を執り行う机、椅子その他の事務用什器及び電話、ファックス等の通信機器、複写機その他の事務用機器が専用で具備されていること。
 - エ 建設業法第40条の3の規定による帳簿を常時備えていること。
- (2) 次のとおり営業活動を行い得る人的配置がなされていること。
 - ア 責任者が存在し、常駐していること。
 - イ 事務所に建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者が常駐していること。
- (3) 当該本店等において、町との契約事務（町との契約に係る見積り、入札、契約締結、履行等の行為をいう。以下同じ。）が行われており、電話、郵便及びファックスにより、常に連絡ができること。この場合において、能勢町入札参加資格審査申請書に当該本店等の固定電話又はファックスの番号として登録された番号が事務所内機器の番号でない場合、又は常時転送している場合は、当該本店等において町との契約事務が行われていると認めない。

(誓約書及び報告書の徴取)

第4条 町長は、建設工事の登録区分において入札参加資格審査申請をする者に対し、前条各号に掲げる要件（以下「認定要件」という。）に係る調査に同意する旨を記載した建設工事町内業者の認定に係る誓約書（様式第1号）及び建設工事町内業者の認定に係る事務所等実態報告書（様式第2号）（以下「報告書等」という。）を提出させるものとする。

2 町長は、報告書等を提出しない者又は報告書等により認定要件を満たしていることが確認できない者については、町外業者として取り扱うものとする。

(実態調査)

第5条 町長は、町内業者の認定を行う上で必要と認めたときは、認定要件を満たしているかどうかを確認するため、実態調査を行うものとする。

2 実態調査は、資格者に対し必要な説明若しくは資料の提出を求め、又は現地において本店等の状況を確認し、資格者若しくはその関係者に質問し、若しくはその保有する関係書類の提示を求める方法により行うものとする。

(認定の取消し等)

第6条 町長は、実態調査に協力しない者又は実態調査によって第3条の要件を満たしていないと認められる者に対しては、町内業者の認定を行わない。この場合において、既に認定を受けている場合にあっては、当該認定を取り消し、町外業者として取り扱うものとする。

(認定の結果)

第7条 町内業者の認定の結果は、一般競争入札の参加資格要件又は指名基準における資格者の本店等の所在地に関する条件として活用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、町内業者の認定について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月16日から施行し、同日以後に入札参加資格審査申請を行う者について適用する。

様式第1号（第4条関係）

建設工事町内業者の認定に係る誓約書

年 月 日

能 勢 町 長 宛

（本店等）

所 在 地

商号又は名称

代表者役職名・氏名



町内業者としての認定を受けるに当たり、本店等の実態について、「建設工事町内業者の認定に係る事務所等実態報告書」（様式第2号）の記載内容は事実と相違ないことを、また、その記載内容の確認のために実施される本店等の実態調査（資料提出及び写真撮影等を含む。）に全面的に協力することを誓約します。

なお、この誓約にもかかわらず、記載内容に虚偽があることが判明したとき並びに実態調査の協力要請に従わないときは、認定の取消しを受けても一切の異議申立てを行いません。

